

前回の審議内容について

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

㊦【一般】公共工事設計労務単価設定あり

- ・公共工事設計労務単価の 75 パーセントを基準とした金額とする。
- ・公共工事設計労務単価が改正された場合は、労働報酬下限額も合わせて改正する。

㊧【一般】公共工事設計労務単価設定なし

- ・設定のあった直近 3 年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とする。
- ・今後、単価が示されなかった職種についても同様とする。

㊨【特別】未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額 936 円（1 時間当たり）とする。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

㊩【一般】

- ・地域別最低賃金の 1 % を上乗せした金額 936 円（1 時間当たり）とする。
- ・地域別最低賃金が改正された場合は、労働報酬下限額も合わせて改正する。

㊪【特別】未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・【一般】業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額 936 円（1 時間当たり）とする。

3 適用期日

- ・令和 2 年 4 月 1 日以後に業務を開始する公契約から適用する。

4 意見

- ・条例の施行状況を見ながら、労働報酬下限額の引き上げについて検討する。

**平成31年3月適用の公共工事設計労務単価から算出した場合の
工事請負契約に係る労働報酬下限額**

※平成31年3月適用の公共工事設計労務単価の75%で算出しており、労務単価が改正された場合は、改正後の公共工事設計労務単価の75%が労働報酬下限額となります。

【工事請負契約】

(単位:円/1時間当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	2, 1 6 6	27	普通船員	2, 0 4 4
02	普通作業員	1, 8 5 7	28	潜水土	3, 7 3 2
03	軽作業員	1, 4 1 6	29	潜水連絡員	2, 4 1 9
04	造園工	1, 9 0 4	30	潜水送気員	2, 2 6 9
05	法面工	2, 5 4 1	31	山林砂防工	2, 5 4 1
06	とび工	2, 4 4 7	32	軌道工	3, 6 2 9
07	石工	2, 6 6 3	33	型わく工	2, 4 6 6
08	ブロック工	2, 5 7 9	34	大工	2, 4 5 7
09	電工	1, 9 7 9	35	左官	2, 2 7 9
10	鉄筋工	2, 2 7 9	36	配管工	1, 9 8 8
11	鉄骨工	2, 2 9 7	37	はつり工	2, 3 2 5
12	塗装工	2, 4 1 0	38	防水工	2, 4 3 8
13	溶接工	2, 6 6 3	39	板金工	2, 2 7 9
14	運転手(特殊)	2, 1 2 9	40	タイル工	2, 3 7 2
15	運転手(一般)	1, 9 2 2	41	サッシ工	2, 3 2 5
16	潜かん工	2, 9 5 4	42	屋根ふき工	2, 0 4 3
17	潜かん世話役	3, 4 7 9	43	内装工	2, 5 7 9
18	さく岩工	2, 5 5 0	44	ガラス工	2, 2 5 0
19	トンネル特殊工	3, 1 9 7	45	建具工	2, 0 9 1
20	トンネル作業員	2, 3 6 3	46	ダクト工	1, 9 0 4
21	トンネル世話役	3, 4 2 2	47	保温工	2, 1 8 5
22	橋りょう特殊工	2, 7 2 9	48	建築ブロック工	2, 6 2 2
23	橋りょう塗装工	2, 9 8 2	49	設備機械工	2, 2 6 0
24	橋りょう世話役	3, 0 3 8	50	交通誘導警備員A	1, 4 1 6
25	土木一般世話役	2, 2 1 3	51	交通誘導警備員B	1, 2 1 9
26	高級船員	2, 5 3 2			